第１３回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長　三田隆俊は、平成３０年６月２５日、午前９時３０分、農業委員を足利市役所に召集し、第１３回足利市農業委員会を開催した。

１　出席した委員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
１	小山　勉	２	三田照子	３	三田隆俊
４	藤生正浩	５	森山進平	６	遠藤茂太
７	河内義昭	８	星野雅彦	９	長谷川良光
１０	亀田幸雄	１１	仙田光男	１２	桐生さとみ
１３	清水　茂	１４	赤坂安一	１５	本島一喜

１　出席した職員は、次のとおりである。
　　局長 森山好昭、次長 川田和之、主幹 足立 純、主任 中野昂洋、主事　大賀 俊
１　書記は、次のとおりである。
　　主査 本田未央子
１　会議事件は、次のとおりである。
　　（議事日程のとおり）
１　会議の概要は次のとおりである。

局長　報告いたします。ただいまの出席委員は全員であります。
本日の議事日程について報告いたします。
　日程第１　議事録署名委員の決定について
　日程第２　農地法第４条及び第５条の規定による届出に係る事務局長専決処理について
　日程第３　議案第１号から議案第６号について
　　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について
　　議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
　　議案第４号　農地所有適格法人の承認申請について
　　議案第５号　農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について
　　議案第６号　農用地利用集積計画の決定について
以上であります。

議長　ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員全員で定足数に達しておりますので、これより第１３回足利市農業委員会を開会いたします。

【午前９時２８分　開会】

議長　報告事項について、次長より報告させます。

次長　【事業概要報告】

議長　次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長　それでは日程に入ります。

日程第１　議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

６番　遠藤茂太委員、１１番　仙田光男委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、議事録署名委員は両名と決定いたしました。

続いて日程第２　農地法第４条及び第５条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主任　議案書の１ページをお開き下さい。

農地法第４条及び第５条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。１ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第４条の届出ですが、件数が３件、筆数が８筆、面積が２，６７８㎡となっております。

続きまして、農地法第５条の届出ですが、件数が１４件、筆数が２９筆、面積が１１，２８８．９７㎡となっております。

合計いたしまして、件数が１７件、筆数が３７筆、面積が１３，９６６．９７㎡となっております。

また、詳細につきましては、第４条の届出が２ページに、第５条の届出が３ページから６ページに記載されております。

以上、報告いたします。

議長　ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長　ないようですので、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第３に入ります。

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹　議案書の７ページをお開き下さい。

第１号議案、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

１番、申請地は、名草下町地内の畑、面積５３２㎡ほか６筆、計2，642．54㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利なため、取得し経営規模を拡大したいで、譲渡理由は、高齢のため、経営規模を縮小したいというものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の２９ページをご覧下さい。１番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

３０ページと３１ページにそれぞれ位置図と公図が載せてございますのでご覧いただきたいと思います。

７ページのお戻りください。

続きまして２番、申請地は小俣町地内の畑、面積１，３４５㎡です。

譲受理由は、自宅に近く自作地と一体利用が可能なため、取得し利便性の向上と生産性の拡大を図りたいで、譲渡理由は、高齢のため、経営規模を縮小したいというものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の３２ページをご覧下さい。２番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

３３ページに位置図、３４ページに公図が載せてございます。

以上よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長　本件は先に１番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

１４番　赤坂委員。

１４番　１４番　赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は平成３０年６月１４日、木曜日、午前８時３０分から、調査班は遠藤委員を班長といたしまして、小山委員、三田照子委員、藤生委員、そして私の５名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計で２８筆あり、事前に事務局で確認をし、適正に耕作及び管理がなされているとの報告を受けましたので、省略させていただきました。

申請地は自作地と近接しており、また申請地の一部については申請者が過去に利用権設定をし、耕作していたことから、今後も引き続き耕作をするのに利便性が良く、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長　ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長　それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、議案第１号　１番はそのように決定いたしました。

続いて、２番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

１番　小山委員。

１番　１番　小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日と調査班は１番と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、３条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計で１５筆あり、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

申請地は自宅および自作地と近接していることから、耕作をするのに利便性が良く、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長　ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長　それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、議案第１号　２番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹　議案書の８ページをお開き下さい。

議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

１番、申請地は、高松町地内の畑、面積３７３㎡です。

施設の概要は、既存宅地の敷地拡張で、施設の概要は車庫２９．１６㎡ほか計５４．６４㎡です。

申請理由は、今般、申請者の子が所有地に使用貸借で住宅を建築するにあたり、進入路および駐車場として利用していたものを是正したいで、農地区分は第２種農地、備考としまして、都市計画法適用除外、農地法施行令１０－２、

農業の振興に資する施設　住宅です。
なお、隣接する宅地計１，６５３．１㎡と一体利用します。なお、５条許可１１番と関連する案件です。
続きまして、議案書の３５ページをご覧下さい。１番の調査書となっております。
調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また次ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧いただきたいと思います。
以上よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長　本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長　それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、議案第２号はそのように決定いたしました。
続いて議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主幹　議案書の９ページをお開き下さい。
議案第３号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、ご説明いたします。
１番、申請地は上渋垂町地内の田、面積３，２７６㎡ほか６筆、計１４，４３６㎡です。
施設の概要は農業用施設用地で、選果棟１棟３，２１６㎡です。
申請理由は、市を代表するトマトの生産量および出荷量の増加に伴い、既存の施設が手狭となったため、申請地を譲り受け選果棟を建設し、また集出荷用の駐車場を整備して利用したいで、契約内容は、所有権移転売買、農地区分は農用地、備考としまして都市計画法３４－４、選果棟、農地法第５条第２項ただし書き、農振法第８条第４項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合です。
なお、平成３０年２月６日付けの市からの用途区分の変更承認通知が添付されております。
続きまして、議案書の３７ページをご覧下さい。１番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。
また、実情調査報告書が３８ページから５３ページに載せてありますのでご覧いただければと思います。
それでは、議案書の１０ページをお開きください。
続きまして２番、申請地は板倉町地内の田、面積２，６４１㎡ほか１筆、計４，４１２㎡です。
施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光発電パネル１，５３２枚を２，４８７㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第２種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法５−２−２、他に代替する土地の有無　無です。

続きまして、議案書の５４ページをご覧下さい。２番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

５５ページから５９ページに実情調査報告書が載せてありますのでご覧ください。

議案書の１０ページにお戻りください。

続きまして３番、申請地は名草上町地内の田、面積１，２９２㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル３１２枚を５１７．９２㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第２種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法５－２－２、他に代替する土地の有無　無です。

続きまして、議案書の６０ページをご覧下さい。３番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が６１ページから６５ページに載せてありますのでご覧ください。

議案書の１０ページにお戻りください。

続きまして４番、申請地は羽刈町地内の山林、現況　田、面積１９５㎡ほか３筆、計２，２９３㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル３８４枚を６２８．５３㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第２種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法５−２−２、他に代替する土地の有無　無です。

続きまして、議案書の６６ページをご覧下さい。４番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

６７ページから７２ページに実情調査報告が載せてございますので、ご覧いただきたいと思います。

議案書の１０ページにお戻りください。

続きまして５番、申請地は寺岡町地内の畑、面積１，０７７㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル３１８枚を５１７㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第２種農地、備考としま

して、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法５－２－２、他に代替する土地の有無　無です。

なお、隣接する山林３５３㎡と一体利用します。

続きまして、議案書の７３ページをご覧下さい。５番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。７４ページに位置図と公図、７５ページに土地利用計画図を参考までに載せてありますので、ご覧をいただきたいと思います。

議案書の１１ページをお開きください。

続きまして６番、申請地は大月町地内の田、面積３８４㎡です。

施設の概要は一般住宅１棟で、延べ床面積１１５．１３㎡です。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが、手狭なため申請地を借り受け住宅を建築したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第２種農地、備考として都市計画法３４－１１、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令１０－２、農業の振興に資する施設　住宅です。

続きまして、議案書の７６ページをご覧下さい。６番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の１１ページにお戻りください。

続きまして７番、申請地は駒場町地内の畑、面積６０６㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル１５６枚を２６０．５２㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第２種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法５－２－２、他に代替する土地の有無　無です。

続きまして、議案書の７８ページをご覧下さい。７番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。７９ページに位置図と公図、８０ページ参考までに土地利用計画図が載せてあります。

議案書の１１ページにお戻りください。

続きまして８番、申請地は羽刈町地内の畑、面積２０４㎡のうち２０２㎡です。

施設の概要は一般住宅１棟で、延べ床面積８２．３９㎡です。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を借り受け住宅を建築したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第１種農地、備考として都市計画法３４－１４、長期居住者の為の住宅、農地法施行令１０－２、農業の振興に資する施設　住宅です。

ちなみに貸渡人と借受人は親子です。また９番と関連する案件です。

続きまして、議案書の８１ページをご覧下さい。８番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図・公図を載せてございます。
それでは議案書の１１ページにお戻りください。
続きまして９番、申請地は羽刈町地内の畑、２０８㎡です。
施設の概要、申請理由等は８番と同様であります。契約内容は、所有権移転の売買で、農地区分及び備考は８番と同様です。
続きまして、議案書の８３ページをご覧下さい。９番の調査書となっております。調査書は適正なものと判断されております。次ページに位置図・公図が載せてございますのでご覧いただきたいと思います。
先ほど説明いたしました８番の備考で、訂正がございます。
貸渡人と借受人が親子と説明いたしましたが、祖父と孫の間違いでございます。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。
それでは議案書の１２ページをお開きください。
続きまして１０番、申請地は高松町地内の畑、面積４９９㎡です。
施設の概要は一般住宅１棟で、延べ床面積１６１．０５㎡です。
申請理由は、現在市内の持ち家に住んでいるが、次男に贈与してしまうため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第１種農地、備考として都市計画法３４－１４、長期居住者の為の住宅、農地法施行令１０－２、農業の振興に資する施設　住宅です。
続きまして、議案書の８５ページをご覧下さい。１０番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図・公図を載せてありますのでご覧ください。
議案書の１２ページにお戻りください。
続きまして１１番、申請地は高松町地内の畑、面積２８５㎡です。
施設の概要は一般住宅１棟で、延べ床面積１１６．３４㎡です。
申請理由は、現在市内の妻の実家に家族４人で同居しているが、手狭なため申請地を借り受け、住宅を建築したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第２種農地、備考として都市計画法３４－１１、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令１０－２、農業の振興に資する施設　住宅です。
ちなみに隣接する宅地１９．９９㎡と一体利用します。
なお、貸渡人と借受人は義理の親子になります。また、読みづらくて申し訳ありませんが４条１番と関連する案件です。
続きまして、議案書の８７ページをご覧下さい。１１番の調査書となっております。
調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図・公図が載せてありますのでご覧ください。
以上よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長　本件は先に１番を上程いたします。
本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

６番　遠藤委員。

６番　６番　遠藤です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の３７ページをご覧下さい。

今回は、５条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、３条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

５条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人及び申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が運営する既設トマト選果場が老朽化し選別機械の更新時期を迎えるため、また、市内において生産されるトマトの生産量と出荷量の増加に伴い、集荷と選果作業の効率化を図るため、利便性も良く選別機械の能力を最大限に発揮できる申請地に新たなトマト選果場を建設したいと言うものです。

必要性については、現在の既設建物の周囲はライスセンター等が併設されており、従業員の駐車場と集出荷のトラックが場内に混在している状況であり、また、選別機械は建物の幅が不足していることから能力を十分発揮できていない状況が重なっていることから、この点を改善し、より安心・安全な商品を消費者に届けるため、国内でもいち早く農業生産工程管理に取り組んでいる経緯もあり、更なる品質向上と出荷量の安定確保に力を入れたいとの事でした。

また、土地の選定理由については、既設建物の近隣において約１４，０００㎡のまとまった広さと大型トラックの往来可能な接道のある土地、そしてトマト栽培に主要地区内である御厨地区と久野地区内であることを条件に数ヶ所の土地を検討した結果、本申請地が適していたとのことでした。転用に係る費用は全額自己資金で賄う事を確認いたしました。

申請地東側と西側は水路、南側は田、北側は公道となり、乗入れは北側の市道上渋垂愛宕中学校通りより出入口を設けます。申請地内は公道の高さと合わせるため盛土を行う計画であることから、水路への土砂流入の防止指導を行いました。

雨水対策としては、敷地内の舗装をした駐車場に降った雨水や建物に降った雨水は雨どいを通じ敷地内に設けた集水桝を通じ調整池に流す計画で適切に管理することを確認しましたので周辺農地への影響はないものと思われます。

結論として、申請地は、上渋垂町南部の農振農用地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長　ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長　それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、議案第３号　１番はそのように決定いたしました。

続いて２番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

６番　遠藤委員。

６番　６番　遠藤です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の５４ページをご覧下さい。

今回は、５条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、３条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

５条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいと言うものです。

転用面積については、発電出力４４４．２８キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数１，５３２枚が設置できる、４，４１２㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも、土地を数ヶ所検討したが本申請地が適していたとの事でした。太陽光発電パネルは盛土をせず整地のみで設置します。転用に係る事業資金はすべて自己資金で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし除草対策としては年３回程度の草刈りを行うとの事で周辺農地への影響はないものと思われます。周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、農耕機の往来等の支障とならないように境界から０．５ｍ程度自主的に後退する事も確認いたしました。

申請地は四方を水路に囲まれていますが、乗り入れを東側に設けメンテナンス車両は敷地内に駐車する事も確認いたしました。

結論として、申請地は、板倉町東部の第２種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性と確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長　ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長　それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、２番はそのように決定いたしました。

続いて３番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

２番　三田照子委員。

２番　２番　三田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の６０ページをご覧下さい。

今回は、５条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、３条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

５条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力９２．０４キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数３１２枚が設置できる、１，２９２㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも、土地を数ヶ所検討したが本申請地が適していたとの事でした。太陽光発電パネルは整地のみで設置します。転用に係る事業資金はすべて融資で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし除草対策としては年数回太陽光発電設置者が自ら除草剤を散布する予定とのことでしたが、代理人が更に責任を持って草刈りを行う業者のあっせんをする旨の確約が得られた為、周辺農地への影響はないものと思われます。周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、農耕機の往来等の支障とならないように境界より内側に設ける事も確認いたしました。

申請地東側は公道、西側と南側は水路、北側は河川となります。

結論として、申請地は名草上町西北部の第２種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性と確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長　ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長　それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、３番はそのように決定いたしました。

続いて４番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますで、報告を求めます。

１番　小山委員。

１番　１番　小山です。

実情調査結果を報告いたします。
資料の６６ページをご覧下さい。
今回は、５条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。
調査年月日、調査班は、３条許可申請の案件と同様であります。
調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。
５条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。
本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいと言うものです。
転用面積については、発電出力１０３．６８キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数３８４枚が設置できる、２，２９３㎡の面積が必要とのことでした。
土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも、土地を数ヶ所検討したが本申請地が適していたとの事でした。太陽光発電パネルは基本的には整地のみで行い、土地の形状により一部盛土を行い設置します。転用に係る事業資金はすべて自己資金で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし除草対策としては年3回の草刈りを行うとの事で周辺農地への影響はないものと思われます。周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、農耕機の往来等の支障とならないように境界より内側に設け、特に南側の法定外道路の境界からは１．５m内側に自主後退する事も確認いたしました。
申請地東側は法定外道路と雑種地・河川、西側は公道と法定外道路、南側は法定外道路、北側は河川と山林となります。
結論として、申請地は、羽刈町西部の第２種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性と確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。
以上で、報告を終わります。

議長　ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長　それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、４番はそのように決定いたしました。
続いて５番から１１番を上程いたします。
本件について意見を求めます。
はい、長谷川委員。

９番　９番　長谷川です。
８番の案件の説明なのですが、８２ページの資料の公図で７７５－１残地部とありますが、どういう扱いなのか教えてください。

議長　事務局お願いします。

主幹　資料の８２ページの公図の写しを見ていただきますと、申請地の北東側、７７５－１残地部１．９１㎡の扱いについてのご質問でございますが、実は、道を挟んだ隣のお宅、７７６－４の住宅の排水管が残地部の下に通っておりまして、本来、それは北の公道の下を抜けて通す計画だったのですか、よく調べてみたところ、道路でなく残地部に埋まっていることがわかりました。それは今回の開発の中に含めてはならないという都市計画課の指導がございました。

本来、分筆して開発面積を確定していただく予定なのですが、排水管が埋まっているのがわかったのが、申請の数日前の事で、どうしても分筆が間に合わないということで、一部使いという扱いでお預かりをしたということでございます。

将来的には分筆をかけて、敷地面積を確定させると考えております。

では､なぜ土管が通っていると開発区域に含めてはならないのかというのは､都市計画法のはんちゅうで詳しく説明できませんが、そのような指導がありました。以上です。

９番　本来であれば、７７６－４の所有者が分筆して買わなければならない土地ということでしょうか。このまま残ってしまうと、将来的に面倒になるかなと思いまして。一応、分筆して処理をする予定ということでよろしいですね。

主幹　機を見て分筆すると伺っております。

議長　よろしいですか。

ほかにございますか。

星野委員。

８番　８番　星野です。

教えていただきたいのですが、６番の案件で、渡人と受人が同じ人なので４条でもいいのかなと思うのですが、受人が２分の１ずつの持ち分をもっているがための５条の申請なのでしょうか。

主幹　星野委員のおっしゃる通りでございまして、渡人と受人が同じであれば普通は４条の申請となりますが、この場合は、持分設定をしまして２分の１ずつ持つということですので、それと多分ローンの関係がございまして持ち分設定する関係があって、今回５条で取り扱ったということでございます。

議長　よろしいですか。

ほかに何かありますか。

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、５番から１１番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第４号　農地所有適格法人の承認申請ついてを議題といたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、１４番　赤坂委員の退席を求めます。

【午前１０時３１分　　退席】

議長　事務局の説明を求めます。
主幹　議案書の１３ページをお開きください。
議案第４号農地所有適格法人の承認申請について、ご説明いたします。
１４ページをご覧ください。申請人の法人登記簿となっています。申請人は市内に本店を有する農業の経営を主な目的とする資本金１００万円の株式会社で今回農地所有適格法人の承認申請が出されましたので、6月１８日に開催された運営委員会において申請人からの実情調査を行い、必要な条件を満たしており、適格であるとの判断をいただいております。議案書の８９ページをお開きください。
運営委員会の資料を載せてあります。９０ページから９４ページ左側に定款、９４ページ右側に農業経営計画認定書を載せてありますのでご覧ください。
以上よろしくご審議をお願いします。
議長　本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。
５番　森山委員。
５番　５番　運営委員長の森山です。
農地所有適格法人について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。
今回は、申請人からの農地所有適格法人としての承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。
調査年月日は、平成３０年6月１８日、月曜日、午前9時３０分から、運営委員5名で調査を行いました。
申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。
今回、申請人からの実情調査で、申請人は市内でアスパラ栽培を中心とした農業経営を行っているが、法人化による経営の近代化、若年者の常時雇用を増やし、農業後継者の育成を目指すため株式会社を設立し、また認定農業者の認証を受けたので、農地所有適格法人として承認されたいとのことでした。現在、法人として川崎町ほかで１０筆、合計約２．５ｈａを借り受け、ネギ、キャベツ、水稲を中心に作付けをしているところです。将来的にアスパラの農地も法人に移していきたい、また自分で考えて動いてくれる人材を募集しているがなかなか難しいという話を聞くことができました。
また、農地所有適格法人の要件もすべて満たしていること、また同社の営農への強い意欲があることを確認いたしました。
結果として、運営委員会といたしまして、同社を農地所有適格法人として承認したいと考えています。
以上で、報告を終わります。
議長　ただ今報告のあった本件について意見を求めます。
【意見なし】
議長　それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、議案第４号はそのように承認いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、赤坂委員の出席を求めます。
【午前１０時３６分　　出席】

議長　続いて、議案第５号　農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主幹　議案書の１５ページをお開き下さい。
第５号議案、農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。
当案件は、農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断について必要となった場合に、農業委員会に判断を求めるものです。これに基づきまして、農業委員会では、農業委員による対象地の現況確認を行い、総会の議決により判断することになり、今回上程したものです。
対象地の所在は名草中町地内の地目　田、面積１，２６４㎡です。
耕作放棄地の把握年月日は平成３０年５月８日、現況確認日は同じく６月１４日です。
現地の状況は、竹や笹が生い茂って竹林の様相を呈しており、周囲の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが出来ない見込まれるため、農地法第２条第１項に規定する「農地」に該当しないと、判断したということであります。
続きまして議案書の９５ページをご覧下さい。
左側側に位置図、右側には公図が載せてあります。
以上です。よろしく、ご審議をお願いします。

議長　本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。
４番　藤生委員。

４番　４番　藤生です。
実情調査の結果を報告いたします。
調査年月日及び調査班は、３条許可申請と同じであります。
調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。
今回非農地の判断を行うにあたり、現地調査を行い、対象地が名草川沿岸の田に囲まれた農地であり、竹・笹、雑木が生い茂り平地林の様相を呈していることを確認しました。竹の繁茂の状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地と、判断いたしました。
結論として、調査班としては、非農地として判断いたしました。
以上で、報告を終わります。

議長　本件について意見を求めます。
【意見なし】

議長　それでは本件を非農地として承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、議案第５号はそのように承認いたしました。

続いて、議案第６号　農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主任　議案書の１６ページをお開き下さい。

議案第６号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成３０年６月２９日公告分であります。

議案書の１７ページをご覧下さい。今回の議案の総括表であります。貸借権設定（利用権設定）が、２６件で面積５９，４３４㎡です。続きまして所有権移転は２件で７，７４６㎡です。

はじめに貸借権設定についてですが、詳細が１８ページから２３ページに記載されておりますのでご覧ください。

２４ページをお開きください。

続きまして、所有権移転ですが、１番、売買を行う土地は、小曽根町地内の田、面積は７２３㎡ほか２筆計４，７１９㎡です。売買価格は総額で１９１万円です。

２番、売買を行う土地は、小曽根町地内の田1，920㎡ほか１筆計3，027㎡です。

売買価格は総額で１２１万８００円です。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも６月２９日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長　本件は先に貸借権設定の１番から４番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、１４番　赤坂委員の退席を求めます。

【午前１０時４３分　　退席】

議長　本件について意見を求めます。

主幹　１件補足がございます。

備考欄に一般法人と記載がございますが、先ほど農地所有適格法人としての承認がなされておりますので、こちらは削除をしていただければと思います。また、農地所有適格法人の追記をお願いします。以上です。

【意見なし】

議長　それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、議案第６号　貸借権設定の１番から４番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、赤坂委員の出席を求めます。

【午前１０時４４分　　出席】

議長　続いて貸借権設定の５番から２６番及び所有権移転についてを上程いたします。
本件について意見を求めます。
【意見なし】

議長　それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長　異議なしと認め、議案第６号　貸借権設定の５番から２６番及び所有権移転はそのように決定いたしました。
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
なお、議案末尾に農地法第１８条第６項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
以上で、第１３回足利市農業委員会を閉会いたします。
【午前１０時４５分　　閉会】

この会議のてん末は、書記　本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成３０年７月２５日

足利市農業委員会

６番委員

１１番委員